

藤枝市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

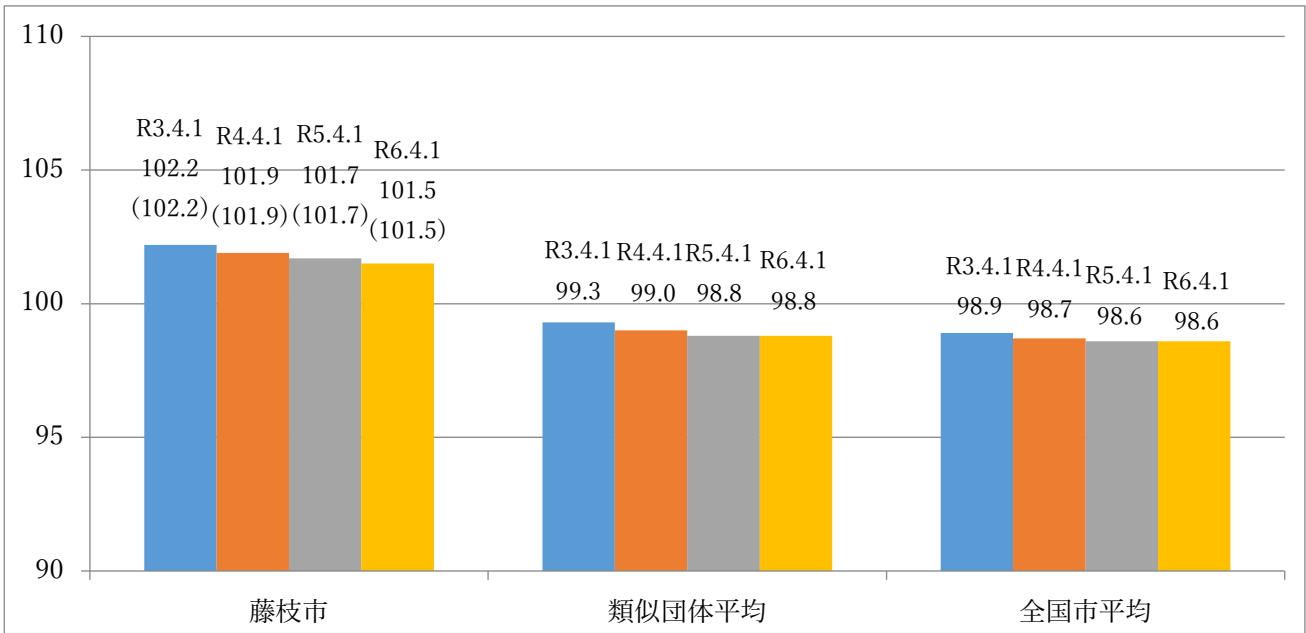
区 分	住民基本台帳人口 （令和6年1月1日）	歳 出 額 （A）	実質収支	人 件 費 （B）	人件費率	
					B / A	前年度
5 年度	人 140,979	千円 60,147,020	千円 2,458,090	千円 7,058,931	% 11.7	% 12.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 （A）	給 与 費				一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	B / A	類似団体
5 年度	人 702	千円 2,676,455	千円 692,042	千円 1,073,316	千円 4,441,813	千円 6,327	千円 6,041

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

※ 令和 6 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③令和 6 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数が 100 を超えている。

【理由】・国と比較して初任給が高くなっているため

・ 55 歳以上の昇給停止措置を行っていないため

【改善】・近隣市の状況を見ながら検討をしていく

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2% 引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 3 % に対し、藤枝市においても 3 % を支給。

（参考）

	支給割合（年度）						
	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
基準による支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
藤枝市の支給割合	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤枝市	39.9歳	317,959円	409,099円	350,826円
静岡県	42.7歳	333,500円	433,647円	371,183円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.7歳	321,441円	394,744円	357,120円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤枝市	53.8歳	46人	365,674円	417,423円	391,950円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.5歳	11人	371,718円	440,467円	396,722円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.40
うち学校給食員	53.5歳	10人	361,280円	424,001円	388,357円	飲食物調理従事者	43.9歳	254,300円	1.67
うち用務員	54.6歳	15人	375,747円	417,695円	408,139円	他に分類されない 運転・清掃・包摂従事者	49.1歳	244,800円	1.71
うち自動車運転手		1人				乗用自動車運転者	59.7歳	239,500円	1.37
うちその他	53.5歳	9人	358,544円	391,544円	377,355円	—	—	—	—
静岡県	52.3歳	103人	289,300円	340,563円	309,944円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	54.0歳	36人	310,884円	347,001円	325,463円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
藤枝市	—	—	—
うち清掃職員	7,071,130円	4,376,300円	1.62
うち学校給食員	6,873,606円	3,333,000円	2.06
うち用務員	6,742,835円	3,297,300円	2.04
うち自動車運転手		3,136,600円	
うちその他	6,474,824円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		藤 枝 市	静 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	206,225 円	196,200 円
	高 校 卒	176,100 円	174,130 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	172,194 円	—
	中 学 卒	—	158,235 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

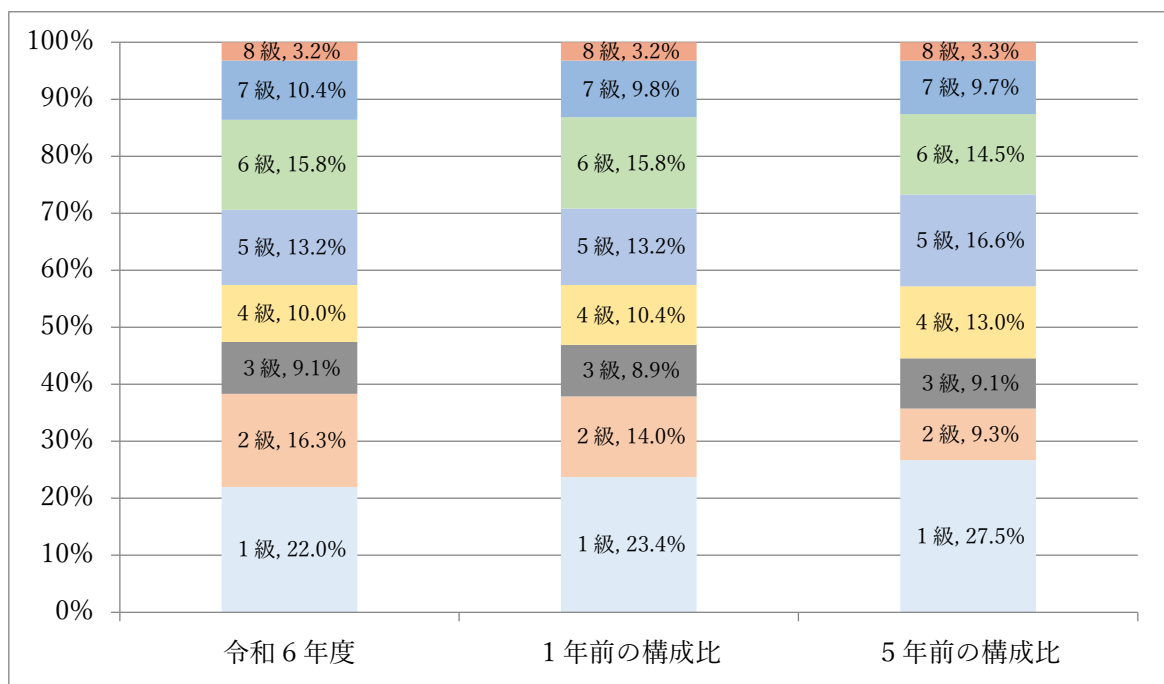
区 分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大 学 卒	253,529円	348,925円	391,200円	413,877円
	高 校 卒	231,333円	335,200円	—	390,500円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	355,650円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

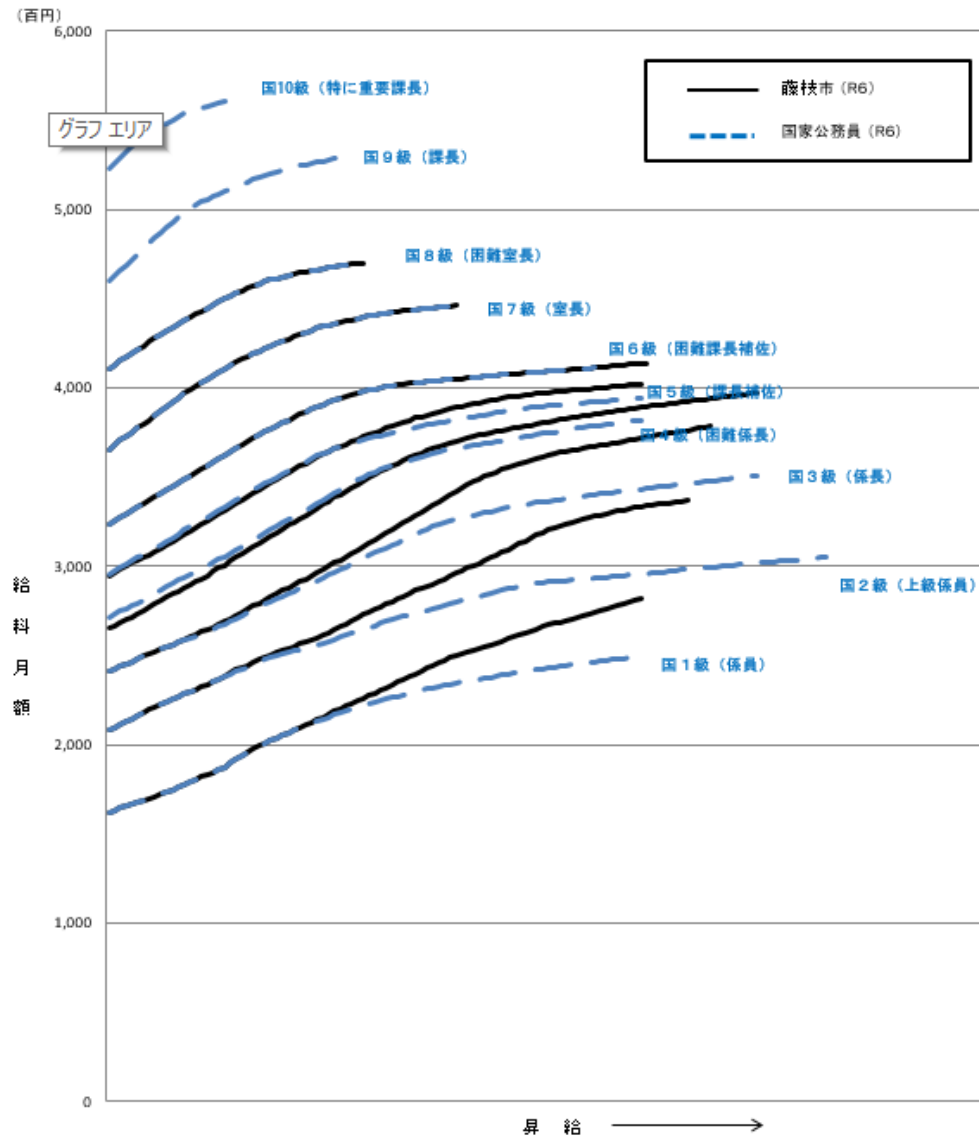
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・局長・部付理事の職務	18人	3.2%	410,300円	470,000円
7級	課長・所長の職務	59人	10.4%	365,500円	446,200円
6級	主幹の職務の職務	90人	15.8%	323,100円	414,000円
5級	係長・センター長	75人	13.2%	294,600円	402,200円
4級	主任主査の職務	57人	10.0%	265,000円	397,200円
3級	主査の職務	52人	9.1%	240,900円	378,500円
2級	主任主事・主任技師の職務	93人	16.3%	208,000円	337,100円
1級	主事・主事補・技師・技師補の職務	126人	22.1%	162,100円	282,400円

- (注) 1 藤枝市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

藤枝市	静岡県	国
1人当たり平均支給額 1,448千円	1人当たり平均支給額 1,765千円	—
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

	藤枝市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	47.7090月分	47.709000月分
一人あたりの支給額	6,846千円	—千円	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）		85,614千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度年度決算）		113,697円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全 職 員	3 %	7 5 3 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		3 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		348円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 4 年度）		1.33%	
手当の種類（手当数）		5 種 類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	- 千円	患者 1 人につき 1,000 円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	- 千円	作業に従事した日 1 日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第 2 条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	- 千円	作業に従事した日 1 日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	3千円	作業に従事した日 1 日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	- 千円	1 件につき 5,000円 ※夜間の場合は 5 割増

(5) 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 5 年度	339,135 千円	519 千円
令和 4 年度	374,231 千円	592 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び 支給単価	国の制度 との異同	異なる 内容	令和 5 年度決算	
				支給実績	職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	次表参照	異なる	支給額	64,825 千円	230,694 円
住居手当		異なる	支給額	56,825 千円	130,631 円
通勤手当		異なる	支給額	87,385 千円	134,232 円
管理職手当		同じ		54,562 千円	699,508 円
休日勤務手当		同じ		5,189 千円	25,686 円
夜間勤務手当		同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当		同じ		423 千円	20,143 円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4 年度決算）」と同じ年度の各手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 ※満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算			
住居 手当	借 家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額 12,000 円以上の家賃等を支払っている職員			
		支給金額	最大 27,000 円			
	持 家	対 象	所有・居住の 2 要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700 円			
通勤手当		対 象	交通用具利用者		交通機関利用者	
		支給金額	※距離数は片道の距離		最大 55,000 円	
			2km 未満（通勤困難者）			2,500 円
			2km 以上 4km 未満			5,500 円
			4km 以上 6km 未満			7,400 円
			6km 以上 8km 未満			9,300 円
			8km 以上 10km 未満			11,200 円
			10km 以上 12km 未満			13,200 円
			12km 以上 15km 未満			15,000 円
			15km 以上 20km 未満			17,300 円
			20km 以上 25km 未満			19,300 円
			25km 以上 30km 未満			21,200 円
			30km 以上 35km 未満			23,200 円
			35km 以上 40km 未満			25,500 円
			40km 以上			27,800 円
		その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大 4,000 円を加算			
管理職手当		対 象	行政職給料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支給金額	7 級（課長級） 54,000 円 8 級（部長級） 72,600 円			
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 135			
夜間勤務 手当		対 象	22 時から翌 5 時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 25			
管理職特別 勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前 0 時から 5 時までの間に 1 時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支給金額	7 級	平日	6 時間以内	5,000 円
				週休日等	6 時間超	10,000 円
			8 級	平日	6 時間以内	15,000 円
						6 時間超
				週休日等	6 時間以内	12,000 円
						6 時間超

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	類似団体における最高／最低額
給 料	市長	900,000円	1,076,000円／ 884,000円
	副市長	720,000円	883,000円／ 708,000円
報 酬	議長	500,000円	630,000円／ 452,000円
	副議長	435,000円	550,000円／ 390,000円
	議員	410,000円	520,000円／ 370,000円
期末手当	市長・副市長	4.55月分（令和5年度支給割合）	
	議長・副議長・議員	3.45月分（令和5年度支給割合）	
退職手当	市長	算定方式	給料月額×在職月数×50/100
		1期の手当額	21,600,000円
		支給時期	離職時
	副市長	算定方式	給料月額×在職月数×30/100
		1期の手当額	10,368,000円
		支給時期	離職時

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

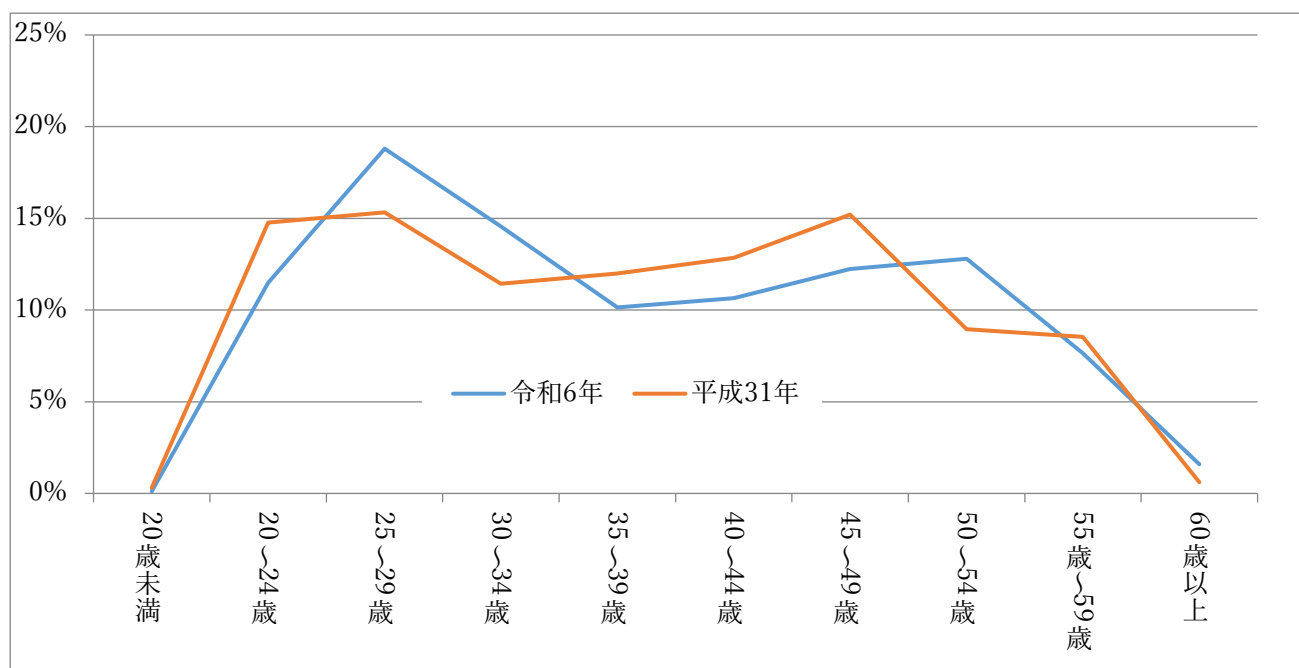
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	8	7	-1	再任用短時間勤務職員への変更
		総 務 ・ 企 画	181	194	13	育休職員の増加等
		税 務	51	53	2	他自治体への派遣職員の増
		民 生	124	128	4	交 流 ・ 派 遣 職 員 の 増 加 等
		衛 生	69	70	1	保健センター事業の体制強化等
		労 働	2	2	0	
		農 林 水 産	32	33	1	有機農業事業の体制強化
		商 工	29	29	0	
		土 木	99	99	0	
		計	595	615	20	<参考>人口1万当たり職員数：43.6人
	教育部門	107	109	2	生涯学習体制の強化等	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	702	724	22	<参考>人口1万当たり職員数：51.4人	
公営企業等会計部門	病 院	956	967	11	医療職の増員ほか	
	水 道	19	21	2	水道管長寿命化事業の体制強化等	
	下 水 道	17	16	-1	宅内配管事業の体制見直し	
	交 通			-		
	そ の 他	39	38	-1	国保事業の体制見直し	
	小 計	1031	1042	11		
合 計			1733 [1,800]	1766 [1,800]	33 [40]	<参考>人口1万当たり職員数：125.3人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	203人	332人	257人	179人	188人	216人	226人	135人	28人	1,766人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	559	560	573	587	595	615	56(10.0%)
教育	114	113	111	109	107	109	-5(-4.4%)
普通会計計	673	673	684	696	702	724	51(7.6%)
公営企業等会計計	945	969	993	1,016	1,031	1,042	97(10.3%)
総合計	1,618	1,642	1,677	1,712	1,733	1,766	148(9.1%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B / A	前年度
5 年度	千 円 21,436,870	千 円 14,906	千 円 10,532,645	% 49.1	% 49.2

区 分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B / A	(参 考) 市 町 村 平 均
5 年度	人 931	千 円 3,646,774	千 円 2,036,889	千 円 1,528,166	千 円 7,211,829	千 円 7,746	千 円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	43.4歳	567,868円	1,407,938円
看護師	41.3歳	303,695円	498,220円
事務職員	46.4歳	323,562円	507,447円
団体平均	43.2歳	335,999円	600,119円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

病 院 事 業		藤 枝 市 （一般会計）	
1人当たり平均支給額 1,492千円		1人当たり平均支給額 1,448千円	
期末手当 2.45月分 (1.375月分)	勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)	期末手当 2.45月分 (1.375月分)	勤勉手当 2.05月分 (0.975月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		201,729千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度年度決算）		211,013円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数

医 師	1 5 %	123人
そ の 他 の 職 員	3 %	808人

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			777,454千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			835,074円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			88.0%	
手当の種類（手当数）			13種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
医務手当	医 師	診療、検診、検査、救護その他保健指導	403,047千円	次表参照
分娩手当	医 師	分娩	12,772千円	
診療手当	医 師		9,910千円	
救急勤務医手当	医 師	正規の勤務時間以外の時間帯に救急外来における当直勤務	13,483千円	
病院勤務手当	技師、看護師等	診療若しくは看護又は患者に接する業務	51,394千円	
放射線取扱手当	技師等	エックス線の照射及び撮影又は有害放射線の照射及び測定	1,083千円	
夜間看護手当	看護師、看護助手	病棟に勤務する看護師、准看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合支給	187,205千円	
診断書等作成手当	医 師	医師又は歯科医師たる職員が、診断書その他管理者が別に定める文書の作成	6,258千円	

種類	金額
医務手当	院長 月額 370,000 円以内 副院長 月額 330,000 円以内 医師、歯科医師 月額 300,000 円以内
分娩手当	1 件につき 30,000 円以内。ただし、当該分娩がハイリスク分娩に該当する場合は、ハイリスク分娩管理加算及びハイリスク妊婦管理加算の診療報酬額に相当する額を加算した額
救急勤務医手当	宿直勤務 1 回につき、18,700 円
病院勤務手当	医療職給料表(3)の適用を受ける係長 月額 11,500 円以内 医療職給料表(2)の適用を受ける係長 月額 7,500 円以内 上記以外の職員で医療職給料表(2)又は同表(3)の適用を受ける職員 月額 5,500 円以内 その他の職員 月額 3,000 円以内
放射線取扱手当	1 日につき 300 円以内
夜間看護手当	(1) 病棟に勤務する看護師又は准看護師 次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める額 ア 深夜の全部を含む勤務である場合 1 回につき 10,000 円 イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 1 回につき 4,000 円 ウ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 1 回につき 3,500 円 エ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 1 回につき 2,500 円 (2) 第 5 条第 2 項第 7 号の規定により管理者が准看護師に準ずると認める職員 次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める額 ア 深夜の全部を含む勤務である場合 1 回につき 6,800 円 イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 1 回につき 2,700 円 ウ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 1 回につき 2,300 円 エ 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 1 回につき 1,700 円
診断書等作成手当	1 件につき 3,000 円を限度として、作成する文書の内容及び当該文書の作成に要した期間を勘案して管理者が定める額
資格免許手当	月額 10,000 円以内で、資格免許等の区分に応じて管理者が定める額

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 5 年度	673,666 千円	525 千円
令和 4 年度	640,059 千円	504 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	令和 5 年度決算	
				支給実績	職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		74,390 千円	253,890 円
住居手当		同じ		110,636 千円	189,121 円

通勤手当		同 じ		114,653 千円	112,515 円
管理職手当		同 じ		37,729 千円	943,225 円
休日勤務手当		同 じ		12,966 千円	120,055 円
夜間勤務手当		同 じ		80,058 千円	224,252 円
管理職特別勤務手当		同 じ		0 千円	0 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」における当該手当の受給者数（短時間勤務職員を含む）である。

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 ※満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算			
住居 手当	借 家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額 12,000 円以上の家賃等を支払っている職員			
		支給金額	最大 27,000 円			
	持 家	対 象	所有・居住の 2 要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700 円			
通勤手当		対 象	交通用具利用者		交通機関利用者	
		支給金額	※距離数は片道の距離		最大 55,000 円	
			2km 未満（通勤困難者）			2,500 円
			2km 以上 4km 未満			5,500 円
			4km 以上 6km 未満			7,400 円
			6km 以上 8km 未満			9,300 円
			8km 以上 10km 未満			11,200 円
			10km 以上 12km 未満			13,200 円
			12km 以上 15km 未満			15,000 円
			15km 以上 20km 未満			17,300 円
			20km 以上 25km 未満			19,300 円
			25km 以上 30km 未満			21,200 円
			30km 以上 35km 未満			23,200 円
			35km 以上 40km 未満			25,500 円
			40km 以上			27,800 円
		その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大 4,000 円を加算			
管理職手当		対 象	院長、副院長及び部長級、科（課）長級に該当する職員			
		支給金額	院長 146,400 円 副院長 117,200 円			
			部長級（医師） 90,400 円			
			部長級（技師） 72,000 円 科長級（技師） 54,600 円			
			部長級（看護師） 64,800 円 副部長級（看護師） 53,700 円			
部長級（事務） 72,600 円 課長級（事務） 54,000 円						
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 135			
夜間勤務 手当		対 象	22 時から翌 5 時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 25			
管理職特別 勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前 0 時から 5 時までの間に 1 時間以上勤務した、行政職給料表（1）の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支給金額	7 級	平日	6 時間以内	5,000 円
				週休日等	6 時間超	10,000 円
			8 級	平日	6 時間以内	15,000 円
				週休日等	6 時間以内	6,000 円
					6 時間超	12,000 円
						18,000 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B / A	前年度
5 年度	千 円 1,887,809	千 円 402,574	千 円 94,597	% 5.0	% 4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 31,547 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B / A	(参考) 市町村平均
5 年度	人 23	千 円 77,594	千 円 18,671	千 円 29,879	千 円 126,144	千 円 5,485	千 円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 枝 市	42.7 歳	298,171 円	457,046 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和 5 年度）

水 道 事 業		藤枝市（一般会計）	
1 人当たり平均支給額		1 人当たり平均支給額	
1,299 千円		1,448 千円	
期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)	期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			2,415 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度年度決算）			104,995 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全 職 員	3 %	23 人	3 %

ウ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		－ 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		5 種 類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－ 千 円	患家 1 戸につき 1,000 円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－ 千 円	作業に従事した日 1 日につき 3,000 円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000 円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第 2 条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－ 千 円	作業に従事した日 1 日につき 380 円 ※著しく危険である場合は、760 円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－ 千 円	作業に従事した日 1 日につき 290 円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－ 千 円	1 件につき 5,000 円 ※夜間の場合は 5 割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 5 年度	8,377 千 円	381 千 円
令和 4 年度	9,309 千 円	443 千 円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	令和 5 年度決算	
				支給実績	職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	次表参照	同 じ		2,286 千 円	253,972 円
住居手当		同 じ		2,510 千 円	193,076 円
通勤手当		同 じ		2,202 千 円	115,895 円
管理職手当		同 じ		648 千 円	648,000 円
休日勤務手当		同 じ		214 千 円	19,412 円
夜間勤務手当		同 じ		0 千 円	0 円
管理職特別勤務手当		同 じ		0 千 円	0 円

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 ※満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につ き 5,000 円を加算			
住居 手当	借 家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額 12,000 円以上の家賃等を 支払っている職員			
		支給金額	最大 27,000 円			
	持 家	対 象	所有・居住の 2 要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700 円			
通勤手当		対 象	交 通 用 具 利 用 者		交 通 機 関 利 用 者	
		支 給 金 額	※距離数は片道の距離		最大 55,000 円	
			2km 未満 (通勤困難者)			2,500 円
			2km 以上 4km 未満			5,500 円
			4km 以上 6km 未満			7,400 円
			6km 以上 8km 未満			9,300 円
			8km 以上 10km 未満			11,200 円
			10km 以上 12km 未満			13,200 円
			12km 以上 15km 未満			15,000 円
			15km 以上 20km 未満			17,300 円
			20km 以上 25km 未満			19,300 円
			25km 以上 30km 未満			21,200 円
			30km 以上 35km 未満			23,200 円
			35km 以上 40km 未満			25,500 円
			40km 以上			27,800 円
		そ の 他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大 4,000 円を 加算			
		管理職手当		対 象	行政職給料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員	
支給金額	7 級 (課長級) 54,000 円 8 級 (部長級) 72,600 円					
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 135			
夜間勤務 手当		対 象	22 時から翌 5 時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 25			
管理職特別 勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平 日の午前 0 時から 5 時までの間に 1 時間以上勤務した、行政職給 料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支 給 金 額	7 級	平日	6 時間以内	5,000 円
				週休日等		10,000 円
			8 級	平日	6 時間超	15,000 円
						6,000 円
				週休日等		12,000 円
						18,000 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B / A	前年度
5 年度	千 円 2,205,072	千 円 124,238	千 円 70,980	% 3.2	% 3.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 20,076 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B / A	(参考) 市町村平均
5 年度	人 16	千円 58,523	千円 10,036	千円 15,966	千円 84,525	千円 5,283	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和 4 年 4 月 1 日現在の人数で会計年度任用職員を含まない。
 3 会計年度任用職員の給与費は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 枝 市	38.2 歳	318,248 円	502,851 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和 5 年度）

下 水 道 事 業		藤枝市（一般会計）	
1 人当たり平均支給額		1 人当たり平均支給額	
1,497 千円		1,448 千円	
期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.45 月分 (1.375 月分)	期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.45 月分 (1.375 月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) 2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）		1,830 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度年度決算）		114,375 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全 職 員	3 %	16 人	3 %

ウ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		－ 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－ 千円	患家 1 戸につき 1,000 円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－ 千円	作業に従事した日 1 日につき 3,000 円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000 円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第 2 条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－ 千円	作業に従事した日 1 日につき 380 円 ※著しく危険である場合は、760 円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－ 千円	作業に従事した日 1 日につき 290 円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－ 千円	1 件につき 5,000 円 ※夜間の場合は 5 割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 5 年度	645 千円	46 千円
令和 4 年度	1,223 千円	88 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和 5 年度決算	
				支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		1,839 千円	262,714 円
住居手当		同じ		2,046 千円	146,143 円
通勤手当		同じ		1,571 千円	104,733 円
管理職手当		同じ		648 千円	648,000 円
休日勤務手当		同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当		同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当		同じ		10 千円	10,000 円

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 ※満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につ き 5,000 円を加算			
住居 手当	借 家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額 12,000 円以上の家賃等を 支払っている職員			
		支給金額	最大 27,000 円			
	持 家	対 象	所有・居住の 2 要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700 円			
通勤手当		対 象	交 通 用 具 利 用 者		交 通 機 関 利 用 者	
		支 給 金 額	※距離数は片道の距離		最大 55,000 円	
			2km 未満 (通勤困難者)			2,500 円
			2km 以上 4km 未満			5,500 円
			4km 以上 6km 未満			7,400 円
			6km 以上 8km 未満			9,300 円
			8km 以上 10km 未満			11,200 円
			10km 以上 12km 未満			13,200 円
			12km 以上 15km 未満			15,000 円
			15km 以上 20km 未満			17,300 円
			20km 以上 25km 未満			19,300 円
			25km 以上 30km 未満			21,200 円
			30km 以上 35km 未満			23,200 円
			35km 以上 40km 未満			25,500 円
			40km 以上			27,800 円
		そ の 他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大 4,000 円を 加算			
		管理職手当		対 象	行政職給料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員	
支給金額	7 級 (課長級) 54,000 円 8 級 (部長級) 72,600 円					
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 135			
夜間勤務 手当		対 象	22 時から翌 5 時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 25			
管理職特別 勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平 日の午前 0 時から 5 時までの間に 1 時間以上勤務した、行政職給 料表(1)の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支 給 金 額	7 級	平日	6 時間以内	5,000 円
				週休日等		10,000 円
			8 級	平日	6 時間超	15,000 円
						6,000 円
				週休日等	6 時間以内	12,000 円
					6 時間超	18,000 円